平成○○年○月○日

国土交通省 国土技術政策総合研究所長　宛

○○会社

代表

「工事施工データ等の建設関係基盤情報を有効活用するAI技術」に関する公募要領に

記載された試行条件の順守及びデータの取扱いについて

標記公募要領に記載された試行条件を順守するとともに、試行・評価の実施における守秘義務、貸与を受けたデータの取扱いについては、下記の通り実施することを承諾します。

記

第1条 守秘義務

１．試行実施者は、試行の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２．試行実施者は、当該試行の結果（試行処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ国総研の承諾を得たときはこの限りではない。

３．試行実施者は、本試行に関して国総研から貸与された情報その他知り得た情報を、当該試行の遂行以外の目的に使用してはならない。

４．試行実施者は、当該試行に関して国総研から貸与された情報、その他知り得た情報を当該試行の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

５．取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該試行のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、国総研の許可なく複製・転送等しないこと。

６．試行実施者は、当該試行完了時に、試行の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、国総研への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

７．試行実施者は、当該試行の遂行において貸与された国総研の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに国総研に報告するものとする。

第2条 行政情報流出防止対策の強化

１．試行実施者は、本試行の実施に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、試行計画書に流出防止策を記載するものとする。

２．試行実施者は、以下の試行に係る行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び国総研の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

試行実施者は、国総研の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

１）試行実施者は、試行実施者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

２）試行実施者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

３）試行実施者は、国総研が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（試行終了時等における行政情報の返却）

試行実施者は、本業務の履行に関し国総研から提供を受けた行政情報（国総研の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本試行の実施完了後又は本試行の実施途中において国総研から返還を求められた場合、速やかに直接国総研に返却するものとする。本試行の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

１）試行実施者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置する。

２）試行実施者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

試行実施者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

１）試行実施者は、本試行の実施に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに国総研に届け出るものとする。

２）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

３．国総研は、試行実施者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。